

5 インターンシップについて

経団連と大学関係団体等の代表者によって構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」では、「インターンシップ」を改めて定義し、以下の4類型に整理しました。

タイプ1：オープン・カンパニー

タイプ2：キャリア教育

タイプ3：汎用的能力・専門活用型インターンシップ

タイプ4：高度専門型インターンシップ

企業においては、タイプ3のインターンシップにおいて取得した学生情報を、採用活動開始以降に採用活動に活用することが可能となります。

学生においては、自身のキャリアプランに照らし、自らの能力を職場での実務体験を通じて見極める機会としてインターンシップを活用できるよう、十分な学修を経てから、意欲的に参加・挑戦してください。

〈産学で変えるこれからのインターンシップ—学生のキャリア形成支援活動の推進—〉

https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/039_leaflet.pdf



こんなインターンシップには注意！

インターンシップと称していながら見学や体験的な内容ではなく、実際に業務に係る指揮命令を受けて働いている等の場合には、企業は労働基準法をはじめとする労働法のルールを守る必要があります。



近年はインターンシップによるトラブルも増えています。何か疑問を感じたら、一人で悩まず通っている学校のキャリアセンターや、労働相談情報センター（裏表紙）等へ相談しましょう。

〈近年の事例〉

- ・インターンシップと称してアルバイトと同じ業務を無給でやらされた
- ・長時間・長期間拘束され、学業に支障が生じた
- ・ほかの学生の勧誘を強制された など

